

公益財団法人ひかり協会情報開示規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、三者会談確認書に基づき、ひかり協会（以下、協会と略称する）が行う救済事業に関する情報を開示し、事業対象者である被害者の受益の便宜に資するとともに、被害者等及び関係者に協会が行う事業に対する理解と協力を求めることを目的とする。

(開示を求めることのできる者の範囲)

第 2 条 開示を求めることができる者は、原則として事業対象者である被害者等及び関係者とする。但し、理事長が特に必要と認めた場合には、その使用目的を厳格に限定したうえ、その他の者に対しても情報を開示することができる。

2 前項の被害者等とは、被害者本人並びにその親族（被害者の親、配偶者、子、兄弟姉妹）を指し、関係者とは「三者会談」の構成団体並びに協会の事業に従事する各協力者を指すものとする。

(管理責任者及び事務取扱担当者)

第 3 条 情報開示に関する管理責任者は、事務局長とする。情報開示事務の取り扱い窓口は、本部にあっては総務部長、地区センターにあっては各地区センター長がそれぞれ担当する。

(適正使用)

第 4 条 情報の開示を受けた者は、許可された使用の目的及びこの規程の目的に則して適正に使用しなければならない。

(開示の対象外とする情報)

第 5 条 情報開示の対象外とする情報は、協会が作成または保管する以下の文書等とする。

- (1) 協会の「被害者の個人情報保護規程」に定める「個人情報」に該当する文書並びに情報
- (2) 協会の理事会・常任理事会・地域救済対策委員会及び「三者会談」の議事録など、協会運営の基本に関わる記録文書のうち、議論の経過とりわけ各参加者の個別的発言内容を記録した部分
- (3) 協会職員や関係者の個人的名誉や尊厳を損なうおそれのある文書並びに情報
- (4) 理事長において特に開示の対象外と指定した文書並びに情報

(開示の請求方法)

第 6 条 開示を求めようとする者は、以下に掲げる事項を記載した請求書を協会の理事長宛てに提出しなければならない。

- (1) 開示を求める者の氏名及び住所並びに協会又は被害者との関係
- (2) 開示を求める文書若しくは情報の名称
- (3) 使用の目的及び適正使用の誓約

(情報開示の許可)

第 7 条 情報開示の申出があった場合、理事長は申出の日より 20 日以内に許可・不許可の決定を行う。

理事長は、情報を開示するにあたって、必要があると認めたときには、一定の条件を付すことができる。

(苦情への対応)

第 8 条 第7条の許可について苦情ある場合には、申出者は協会の提案制度(1981.11.2 第91回常任理事会承認)の手続きに従い、理事長に再度の検討を求めることができる。

(文書等の閲覧場所)

第 9 条 情報開示の申出があった場合、文書等の閲覧については、以下の場所を指定する。

- (1) ひかり協会本部事務局
- (2) ひかり協会地区センター事務所

(開示の方法)

第10条 情報開示の方法としては、以下のよう定める。

- (1) 閲覧については、祝日、土曜日及び協会の休日以外の午前10時から午後4時までの間とする。

但し、救済事業上支障をきたすときは制限する場合がある。

- (2) 複写の申出がある場合は、これを認める。

(手数料等)

第11条 情報開示にかかる手数料は無料とするが、複写の申出がある場合には複写1枚につき10円を徴収する。

(附 則)

1. この規程は2001年4月1日より施行する。
(2001年1月28日 第117回理事会決定)
2. この改正規程は2011年4月1日より施行する。
(2011年3月12日 第156回理事会決定)
3. この改正規程は2012年4月1日より施行する。
(2012年3月11日 第162回理事会決定)